

番号	1
項目	顛末書作成・提出を職務命令とするなら、勤務として扱うことを明確にすること
(回答) 顛末書の提出を求める目的は、不始末が生じたいきさつや原因をはっきりさせて、再発の防止や反省材料として役立てるためです。そのため、事故発生時の状況を把握するために、職務命令として顛末書の提出を求めています。 顛末書を勤務時間中に職場内で作成した場合、顛末書の作成が職務命令に基づく業務であることから、勤務として取り扱うこととなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9059

番 号	2
項 目	2015 年 3 月 16 日に違法な職務命令が行われた経過を調査し、総括を明らかにすること
(回答) 市教委担当者が職務命令として顛末書の提出を求めたことについて、「違法な職務命令」として認識しておらず、適法な職務命令であると認識しています。 なお、本件懲戒処分取消請求事件（第一審）の判決において、本件処分に手続違背があるか（争点 10）について、「地方公務員である大阪市職員に対する懲戒処分に際して告知・聴聞の手続を要求する法令又は条例上の規定はなく、本件処分に際して原告に告知、聴聞の機会が付与されなかったとしても、直ちに本件処分に手続違背があるということとはできない。（中略）本件処分までに、原告に対して自らの意見を述べる機会が付与されたといえるから、（中略）本件処分に手続違背があったということとはできない」と認定されており、第一審、控訴審及び上告の請求についても原告の請求は棄却され、判決は確定しています。	
担 当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9059